

○釧路司法書士会顕彰規則

(目 的)

第1条 この規則は、釧路司法書士会（以下「本会」という。）又は、支部の運営に寄与し、その発展向上に特に功績のあった者、または多年司法書士業務に従事若しくは関与し、業務の改善進歩に特に功労のあった者を顕彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の方法)

第2条 顕彰は、表彰と感謝の2種とし、表彰状または感謝状に記念品を添えて行う。

2 顕彰は、原則として本会の総会で行う。

(表 彰)

第3条 表彰は、次の者について行う。

- (1) 会員として通算25年以上にわたり誠実に業務を全うし、他の模範となった者。
- (2) 満77歳にして業務に精励している者。
- (3) その他制度の発展向上のため特に顕著な功績があったと認められる者。

(感 謝)

第4条 感謝は、次の者について行う。

- 1 本会の役員・綱紀委員・支部長または特別委員会の委員として通算10年以上職務に従事し、その功績が顕著であった者。
- 2 その他特に感謝することが相当であると認められた者。
- 3 前項第1号の該当者については、その役職に再選重任した場合を除き、役員・委員等を退任したときに顕彰を行うものとする。

(死亡者の顕彰)

第5条 前2条の該当者が死亡した場合は、表彰状または感謝状をその遺族に授与して顕彰することができる。

(事務局職員・補助者の顕彰)

第6条 会長は、次の者について理事会の議を経て顕彰することができる。

- 1 事務局職員として通算10年以上勤務し、誠実に職責を全うした者。
- 2 補助者として通算15年以上勤務し、誠実に職務を全うし、他の模範となる者。

(支部長の推薦)

第7条 支部長は、第3条第3号、第4条第2号または第6条第2号に該当すると思料する者があるときは、本会にその顕彰を推薦するものとする。

- 2 前項の推薦をしようとするときは、別表（1）、（2）による推薦書を作成し、当該年の3月31日までに本会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和60年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月10日から施行する。（第7条の定める「顕彰推薦書」の様式を縦書から横書に変更）

(別表1)

平成 年 月 日				
釧路司法書士会 会 長				
釧路司法書士会 支部長				
職印				
釧路司法書士会顕彰推薦書 (会 員)				
フリガナ			生年月日	M T S 年 月 日
被推薦者氏名		男・女	入 会 年 月 日	昭和 年 月 日 平成
住 所	(〒) 電話			
事業所	(〒) 電話			
功績の概要と意見				
顕彰の種類	規 則 第 条			

(別表2)

平成 年 月 日			
釧路司法書士会 会 長			
釧路司法書士会 支部長			職印
釧路司法書士会顕彰推薦書 (補助者)			
フリガナ			生年月日 M T S 年 月 日
被推薦者氏名		男・女	勤続年月 昭和 平成 年 月 日
勤務先事務所	(〒) 電話		
職 歴			
功績の概要と意見			
顕彰の種類	規 則 第 条		